台風等異常気象時における生徒の登下校について

1　当日は、暴風警報（ぼうふうけいほう）・暴風雪警報（ぼうふうせつけいほう）の発令、及び解除について、テレビ・ラジオ等の報道によく注意し、以下のように行動すること。

（1）生徒の登下校については次のように行う。

9：00　ST の場合（10：50の場合も含む）

（ア）　午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。

（イ）　午前6時30分を過ぎてから午前8時15分までに警報が解除された場合は、解除後2時間30分を経てから当日の授業を行う。

（ウ）　午前8時15分時を過ぎてから警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、当日の授業は中止する。

（エ）　1月25日（水）～の特別時間数補充および追認考査指導についても授業が中止の場合は延期とする。延期になった場合の日程については後日連絡をする。

2　特別警報（とくべつけいほう）が発表された場合

（1）　登校すべき日（午前0時～）に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合は、登校しない。

（2）　特別警報解除後も、指示があるまで登校しない。

3　いずれも、交通機関の故障、道路・橋の破壊などで登校が危険な場合には登校する必要はないが、なるべく早く担任に届け出なければならない。

4　当日は、学校への問い合わせの電話は自粛すること。

※愛知県下どの地域に暴風警報・暴風雪警報が発令されていても、上記の規定を適用する。

高校生活マニュアルp11参照　　きずなネットでも配信します。登録の確認をしてください。